

西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第17号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）及び西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(指定居宅サービス等基準条例及び指定介護予防サービス等基準条例の趣旨及び内容)

第2条 指定居宅サービス等基準条例及び指定介護予防サービス等基準条例の趣旨及び内容については、次条から第9条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号通知）に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(サービス提供責任者の任用要件)

第3条 指定居宅サービス等基準条例第5条第4項及び指定介護予防サービス等基準条例第5条第4項の市長が定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

(食事等の提供に係る費用)

第4条 指定居宅サービス等基準条例第102条第4項、第153条第4項、第172条第4項、第192条第4項及び第207条第4項並びに指定介護予防サービス等基準条例第100条第4項、第135条第4項、第155条第4項、第176条第4項及び第192条第4項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めるところによるものとする。

(利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る費用の基準)

第5条 指定居宅サービス等基準条例第153条第3項第3号及び第4号、第172条第3項第3号及び第4号、第192条第3項第3号及び第4号並びに第207条第3項第3号及び第4号並びに指定介護予防サービス等基準条例第135条第3項第3号及び第4号、第155条第3項第3号及び第4号、第176条第3項第3号及び第4号並びに第192条第3項第3号及び第4号の市長の定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとする。

(送迎に要する費用の受領できない場合)

第6条 指定居宅サービス等基準条例第153条第3項第5号、第172条第3項第5号、

第192条第3項第5号及び第207条第3項第5号の市長が定める場合は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に、指定介護予防サービス等基準条例第135条第3項第5号、第155条第3項第5号、第176条第3項第5号及び第192条第3項第5号の市長が定める場合は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表に規定する場合とする。

（特殊な療法又は新しい療法等）

第7条 指定居宅サービス等基準条例第195条第5号及び指定介護予防サービス等基準条例第184条第5号の市長が定める特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める特殊な療法又は新しい療法等とする。

（医師の使用医薬品）

第8条 指定居宅サービス等基準条例第195条第6号及び指定介護予防サービス等基準条例第184条第6号の市長が定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

（生活相談員の資格要件）

第9条 指定居宅サービス等基準条例第217条第1項第1号、第2項第1号、第4項、第239条第1項第1号、第2項第1号及び第5項並びに指定介護予防サービス等基準条例第203条第1項第1号、第2項第1号、第4項、第227条第1項第1号、第2項第1号及び第5項の規定に基づき一定の数を置くべきものとされる生活相談員については、西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年9月24日西宮市条例第14号）第5条第2項の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。